

## 各国のトピックス

は一時的なものであった。カーター政権の中心的課題は、強力な病院保険の経費規則プログラムの確立である、と18か月前に大統領は打ち明けている。しかし、ロビイスト達は、委員会審議中にその強制部分を断ち切ることに成功し、骨抜きにされた法案はいまだに本会議の審議に至っていない。

また阻悪な診療を除くためにニクソン政権中に設立されたP S R Oのごとき他の連邦プログラムも失敗しつつある。そして、連邦議会が、保健産業の全てを含む国家財政による包括プログラムの立法である国民健康保険制度のために必要な先駆プログラムを擱めることを拒否している間に、保健費用は、年間10%ずつ上昇している。

78年の初めに、前払い保険制度であるHMOsが、将来の国民健康保険プログラムに取り入れられるという噂があった。政府役人は、いわゆるHMOsが医療費の節約を効果的にできるものであると熱心に語り、連邦議会はHMOsグループを育成するための連邦補助を増額する法案を通過させた。この措置の必要性の実例として、ほとんど知られていないが、5年前に連邦貸付は250万ドルをもって発足したものの先月破産した合衆国のモデルHMOsであるTaeoma健全保健協会の事実がある。破産の理由には、高い医療費のため月4万ドルをこす損失が引用されている。

国民健康保険制度とその実際の節約のための長期的可能性のメリットには、経費および給付に関する保健・教育・福祉省の調査で「一致した結論がない」上昇する医療費とその解決策のための国民健康保険制度の創設の問題は、長年の争点となっているが、財政抑制のために、早急に解決する見通しもたっていない。

最近では、合衆国における国民健康保険プログラムの欠落について抗議があった記憶もない。

## 合衆国における疾病経費（現行ドル価格）

	直接経費	間接経費	合計
1900	5億ドル	41億ドル	46億ドル
1930	36	243	279
1975	1185	2041	3226
2000*	1兆ドル	1兆ドル	2兆ドル

- (1) 直接経費には、予防、治療、リハビリテーション、調査および開発、ならびに、保健施設の建設の費用を含む。
- (2) 間接経費には、疾病および早すぎた死亡のために失う生産活動等のような疾病に関する補償給付等を含む。

\*予測調査による。

資料：ジョージタウン大学、Public Service Laboratory.

The New York Times, Weekly Review, Dec. 17, 1978

（藤田貴恵子 国立国会図書館）

## 労働争議と社会保障

（西ドイツ）

西ドイツでは最近労働時間短縮をめぐる争議が頻発しているが、単に争議の成行きだけでなく、こういう社会的傾向への反省ないし将来の結果についての

憂慮が深まっていると共に、争議による社会保険の給付への影響も問題となっている。

例えば疾病、年金、失業各保険は、ストライキのロックアウトが3週間をこえないときはそのまま継続されるが、この間賃金支給義務は停止されている。報酬支払い義務が停止されるため、使用者も被用者も社会保険の拠出をする要がないことになる。この規定は疾病保険においては被保険者の給付請求になら影響を及ぼさないが、年金保険の場合には、ストライキのロックアウトの期間は拠出欠落期間として、後になって算入されないため、この期間が問題になる場合も出てくる。

もし労働争議が3週間以上続くと、第4週の初めから社会保険の全部門について保険は終了することになる。ただし疾病保険は一定の条件の下にさらに3週間存続する。もっとも任意継続保険として、被用者が単独で拠出すれば、疾病保険も年金保険も継続される。失業保険の場合はこれはできない。

被用者がストライキで企業が完全にストップしている間に病気になったときは、賃金継続支払いの権利はない。ストライキ開始前に労働不能になっていても、争議期間中はこの権利はないのである。もっとも疾病金庫はいずれにせよ疾病手当を支給する。ストライキ終了後賃金継続支払い期間はストライキ日数分だけ短縮されることは、連邦労働裁判所の判決(AZ: 5 ARZ 491/72)で規定されている。ただし企業が全面的に休止しなかったときは、就業者がそれまでに既に病気で労働不能であった場合、もしくはストライキ開始後に病気になったが、それまでに労働争議に加わっていない場合、賃金継続支払いの権利を保有する。

ストライキ、ロックアウト期間中は失業手当の請求権はない。こうして手当を支給することで労働争議に干渉することになるからである。被用者がストライキに参加しないが、労働争議のため失業した場合も、基本的には同様である。

Süddeutsche Zeitung, 5. Dezember 1978.

労相 Ehrenbergは労働時間短縮問題に関する記者会見でこれについて立法の意図のないことを明らかにすると共に、労働時間の短縮を問題にするなら、就学義務の延長及び年金受給開始年齢の低下による生涯労働時間の短縮も問題にしなければならないと述べ、さらに第21次年金調整法と医療費節約法の効果があがって、疾病保険への被保険者の拠出が少なくなるとの期待が生まれている、と告げた後、年金調整の方式について次のように語った。

年金調整方式は、1984年に婦人の経済保障規定及び遺族援護の改正により、細部の点では1957年の年金改革と同じようにはならないが、方式の基礎は将来も1957年の規定で、現在の調整規定とは異なる。つまり現在は3年間特別措置をとって調整をとっているのを、1982年にもとに戻して、84年から以前のような総賃金と関連した方式に復帰する予定であるというのである。

Süddeutsche Zeitung, 20. Dezember 1978.

(安積鏡二 国立国会図書館)

## 西ドイツの人口問題

(西ドイツ)

ドイツ連邦共和国の人口は現在6,140万で、うち400万が外国人である。紀元2000年にはこれが5,600万(外国人は400万人近く)に減る。2030年までだと推測はまちまちで、バーゼル予測株式会社は4,600万(ドイツ人のみ)と予測し、連邦内務省は3,900万とみている。

この予測に対する一般的な反応は非常に様々であり、学問的にもこの問題はそれほど明確にされているとは言い難い。ミュンヘンIFO経済研究所では1978年秋各界の専門家を招いて3日間討議したが、結論は両極端があって、一方は